

## 令和6年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**または**普通徴収**により納めることとなります。

### 特別徴収の人

令和6年4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。特別徴収の対象となる人は自動的に特別徴収になります。(申請は不要です。)

ただし、年度途中で資格を取得した人や、年金の額によっては普通徴収になります。

### 普通徴収の人

令和6年4月より納付書または口座振替により保険料を納めていただきます。

※75歳到達や県外から転入などで新たに後期高齢者医療保険へ加入された人は、差し引き開始の手続きのため、初めは普通徴収によりお支払いいただき、特別徴収に該当される人は一定期間の後、自動的に特別徴収へ切り替わります。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704

## 国民年金保険料の学生納付特例



国民年金第1号被保険者の学生で、学生本人の所得が一定額以下の場合、申請して日本年金機構から承認されれば承認期間中の保険料が後払いできる制度です。

### 「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

|        | 老齢基礎年金     |         | 障害基礎年金、遺族基礎年金※1 |
|--------|------------|---------|-----------------|
|        | 受給資格期間への算入 | 年金額への反映 | 受給資格期間への算入      |
| 納付     | ○          | ○       | ○               |
| 学生納付特例 | ○          | ×※2     | ○               |
| 未納     | ×          | ×       | ×               |

※1 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります

※2 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます

#### ■対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

#### ■所得基準

所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

〈計算式〉

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額

#### ■申請時期

学生納付特例を希望されるとき(すでに学生納付特例を受けている人で、引き続き学生納付特例を希望する場合は、4月～5月中に再度申請が必要です)。

#### ■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
- ②在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む)の写し

#### ■将来受給する老齢基礎年金の算定について

学生納付特例期間は受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

#### ■申請先

南阿蘇村住民福祉課、熊本東年金事務所

#### ■お問い合わせ

熊本東年金事務所 TEL096 (367) 2503